

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会 (2月13日)

医療費の自己負担増が36億円、保険料軽減見直しで9億円の負担増に 保険料は市民の運動がみのり、10億円の値下げ



議会終了後に傍聴していた市民に報告し、懇談する共産党議員団

2月13日の愛知県後期高齢者医療広域連合議会（議員34名。うち共産党は3名）で、保険料減免制度の見直し案や2018年度予算案などが審議され、保険料の値下げ提案の実態や高齢者に負担増を押し付ける制度改悪についていただきました。

保険料引き下げで11億円の負担減

保険料についての条例改正で、所得割率と均等割り額が引き下げられました（右の表）。これにより保険料収入全体では約10億9,100万円の減額となります。被保険者の負担が軽減されました。

軽減特例の廃止・見直しで負担増

新年度予算の審議の中で、負担増になる部分が明らかになりました。

低所得者の保険料所得割の軽減特例が廃止されることで、9万8千人に5億円、一人当たり約5,100円の負担増です。また、元被扶養者の均等割額の一律軽減を7割から5割へと改悪したことによって、4万3千人に3億9千万円、一人当たり約9,000円の負担増になることが明らかになりました。

高額療養費制度の見直しで負担増

さらに、高額療養費の自己負担限度額の改悪で、今予算に対する影響額は、2017年7月までの従前比で、第1段階分の

高額療養費制度の見直し 第1段階(2017年8月～2018年7月)

区分	外来(個人)	限度額(世帯)*1
現役並み (課税所得145万円以上)	44,400円→57,600円	80,100円+1% (44,400円)*4
一般 (課税所得145万円未満)*2	12,000円→14,000円 (年間14.4万円上限)	44,400円→57,600円 (44,400円)*4
住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)*3	8,000円	15,000円

第2段階 (2018年8月～)

区分	外来(個人)	限度額(世帯)*1
課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)*4	
課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)*4	
課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)*4	
一般 (課税所得145万円未満)*2	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (44,400円)*4
住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)*3	8,000円	15,000円

*1 同じ世帯で同じ保険者に属するもの
*2 収入の合計額が520万円未満。1人世帯の場合は383万円未満の場合を含む
*3 世帯全員の各種所得（公的年金は控除額を80万円で計算）が0円の方等
*4 年4次会以上利用する場合の4回目以降の上限

保険料の改定案(年額)

- * 均等割額 46,984円 → 45,379円
- * 所得割率 9.54% → 8.76%
- * 賦課限度額 57万円 → 62万円
一人当たり保険料 85,587円→82,861円
- * 均等割額軽減基準の見直し

区分	現行	改正
5割軽減:	33万円+27万円×被保険者数	→ 33万円+27.5万円×人数
2割軽減:	33万円+49万円×被保険者数	→ 33万円+50万円×人数

5か月分で9.5億円、第2段階の7か月分で18.8億円。合わせて28億円の負担増になります。通年換算では36億円もの負担増です。

過酷な負担増は認められない

これら、あまりに過酷な負担増を前提とした今予算は到底容認できる内容ではありません。

請願は「不採択」

社保協と年金者組合が提出した「後期高齢者医療制度の改善を求める請願」の審査は不採択となりました。

年金収入別保険料改定例 (妻の年金は80万円以下)

夫の年金		現行	改定	差引
78万円*1	夫	4,600	4,500	▲100
	妻	4,600	4,500	▲100
	計	9,200	9,000	▲200
168万円*2	夫	18,400	19,900	1,500
	妻	7,000	6,800	▲200
	計	25,400	26,700	1,300
211万円*3	夫	67,700	73,400	5,700
	妻	23,400	22,600	▲800
	計	91,100	96,000	4,900
223万円*4	夫	104,300	84,000	▲20,300
	妻	37,500	22,600	▲14,900
	計	141,800	106,600	▲35,200
268万円*5	夫	156,600	137,000	▲19,600
	妻	46,900	36,300	▲10,600
	計	203,500	173,300	▲30,200

・ 妻の所得割額はいずれの例も0円
*1 夫も所得割0円
均等割は2人とも9割軽減
*2 夫の所得割は2割軽減→軽減対象外
均等割は2人とも8.5割軽減
*3 夫の所得割は2割軽減→軽減対象外。
均等割は2人とも5割軽減
*4 夫の所得割は軽減対象外
均等割は2人とも2割軽減→5割軽減
*5 減免対象外→均等割は2人とも2割軽減